

令和2年 第4回定例会

# 高山村議会会議録

令和2年12月7日 開会

令和2年12月15日 閉会

高山村議会

## 令和2年第4回高山村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諮問第1号の上程、説明、採決	4
○議案第1号の上程、説明	7
○議案第2号の上程、説明	9
○議案第3号の上程、説明	10
○議案第4号の上程、説明	12
○議案第5号の上程、説明	14
○議案第6号～議案第13号の一括上程、説明	15
○陳情書等について	25
○一般質問	26
5番 野上 富士夫 君	26
6番 山口 英 司 君	28
3番 林 和 一 君	35
4番 後藤 肇 君	38
1番 後藤 明 宏 君	40
○休会について	42
○散会の宣告	42

第 2 号 (12月11日)

○議事日程	4 5
○本日の会議に付した事件	4 5
○出席議員	4 5
○欠席議員	4 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 5
○事務局職員出席者	4 5
○開議の宣告	4 6
○会期の延長	4 6
○散会の宣告	4 6

第 3 号 (12月15日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	5 0
○欠席議員	5 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 0
○事務局職員出席者	5 0
○開議の宣告	5 1
○陳情第4号の審査結果報告、質疑、討論、採決	5 1
○陳情第5号の審査結果報告、質疑、討論、採決	5 3
○議案第1号の質疑、討論、採決	5 4
○議案第2号の質疑、討論、採決	6 3
○議案第3号の質疑、討論、採決	6 6
○議案第4号の質疑、討論、採決	6 8
○議案第5号の質疑、討論、採決	7 0
○議案第6号～議案第13号の質疑、討論、採決	7 1
○委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について	7 8
○議員派遣について	7 8

○閉会の宣告..... 79

○署名議員..... 81

## 令和2年第4回高山村議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和2年12月7日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第 1号 高山村子育て世帯応援金支給条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 高山村消防団条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4号 高山村梅沢団地及び古屋団地の無償譲渡又は減額譲渡に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5号 高山村保健福祉センター省エネルギー設備設置工事の変更請負契約について
- 日程第 9 議案第 6号 令和2年度高山村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議案第 7号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第 8号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 9号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第10号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第11号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第12号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第13号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 陳情書等について
- 日程第18 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	割田眞君
会計管理者兼 税務会計課長	星野茂樹君	住民課長	飯塚欣也君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	後藤好	書記	林大生
--------	-----	----	-----

開会 午前10時08分

### ◎開会の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和2年第4回高山村議会定例会を開会します。

会議を開く前に、一言申し上げます。

全国的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、収束の気配を見せずさらに拡大しているかと思われます。高山村においても感染者が確認されているところです。罹患された方の早期回復を願うとともに、感染された方への特段のご理解とご配慮を切にお願い申し上げます。

また、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策として、通常の対策に加え、議場への入場者を制限して行うことといたしますので、ご了承願います。

---

### ◎村長挨拶

○議長（林 昌枝君） それでは、最初に、村長の議会招集の挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第4回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。本日は、議員皆様全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

早くも今年も残り僅かとなり、慌ただしくなる季節を迎えました。通常でしたら忘年会シーズンとなるところでございましたが、高山村でも新型コロナウイルス感染症が確認され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まっておりません。自粛を余儀なくされております。今後、さらなる生活への影響、経済への影響が危惧され、早期のワクチンの実用化が望まれるところでございます。

さて、本定例会に上程する議案といたしましては、人権擁護委員候補者の推薦が1件、条例の制定及び改正、工事の変更請負議決、補正予算等々13件ございます。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、開会に当たってのご挨拶といたします。

---

◎開議の宣告

- 議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、奈良哲男議員及び9番、小林進議員を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は、本日から12月11日までの5日間と決定しました。

---

◎諮問第1号の上程、説明、採決

- 議長（林 昌枝君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。  
本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、人権相談、人権啓発、人権救済など、各種人権擁護活動に従事することとなります。

平成30年4月から1期3年間にわたり人権擁護委員としてご尽力くださいました飯塚美佐代さんが令和3年3月31日で任期満了となります。

後任に中山1790番地、田村輝行さんを入権擁護委員に推薦いたしたいと思っております。

田村さんは、利根沼田学校組合立利根商業高等学校を卒業後、陸上自衛隊に入隊され、41年間国家公務員として勤務されました。定年退職後は、群馬銀行渋川支店に外務員として入行され、本年8月、定年退職をされました。

田村さんにおかれましては、心身ともに健康であり、人格、見識がともに高く、広く社会の実情を把握し、人権擁護委員として適任であると考え、候補者として推薦したいと考えております。

この人権擁護委員の候補者推薦に当たりましては、議会の意見を聞いて推薦しなければならないという法の規定がございます。

よって議会議員の皆様のご意見を求めるものでございます。

以上、よろしく取り扱われることをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、平形眞喜夫議員、8番、奈良哲男議員、9番、小林進議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、適任と認めることに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、「反対」とみなします。

投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

〔氏名点呼・順次投票〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第1号は、適任と認めることに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

### ◎議案第1号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第1号 高山村子育て世帯応援金支給条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 高山村子育て世帯応援金支給条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

現在、本村では子育て支援策として様々な事業を実施しておりますが、今回はかねてから議会や監査委員からご指摘があった出産祝金制度について、入学祝金制度と併せて条例を制定し、新たな制度により事業を実施していきたいと考えております。

本年の第1回議会定例会で出産祝金支給条例の改正をお願いし、可決していただきましたが、改正後の条例においても、支給の判断を苦慮するケースがあったり、返還に関する規定で出産児が小学校入学まで受給者家族の状況を把握しておかなければならなかったりします。また返還が生じた場合、困難を要するケースも想定されます。

以上のようなことを含め、執行部において慎重に検討した結果、出産祝金支給条例を改正してから短期間となってしまいました。来年度から実施するに当たり、周知期間なども考慮して今回の提案に至りました。

詳細につきましては、保健みらい課長に説明させますので、慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） 議案第1号 高山村子育て世帯応援金支給条例の制定に関する補足説明を申し上げます。

まず、第1条では、子育て世帯に応援金を支給することに関し、必要な事項を定めるという目的を規定いたしました。

次に、第2条では用語を定義しています。

第1号の「児童等」とは、令和3年4月2日以降に出生し、村の住民基本台帳に記載されている者としています。

第2号の「支給対象者」とは、児童等を養育する保護者で、村の住民基本台帳に記載されている者としています。

第3号の「小学校等」と第4号の「中学校等」とは、それぞれ学校教育法に基づき設置された各学校としています。

次に、第3条では、支給該当区分と支給額を定めていて、出生した時と小学校に入学したときにそれぞれ5万円、中学校に入学したときに10万円と規定しています。

この金額については、今まで高額であった出産祝金では、出産してから間もなく村外に転出してしまうというケースの原因となりかねないため、金額を低く抑えました。その代わり、今まで小学校と中学校に入学するときに支給している額は2万円ですが、入学時に必要な費用が多いため増額しました。特に中学校入学時は、自転車や部活動にかかる用具、制服などの購入費が高額となるため10万円といたしました。

次に、第4条では、申請に関する事項を規定し、第5条ではこの条例に定めるもののほか必要な事項は別に定めるという委任について規定しています。

なお、附則では施行期日を令和3年4月1日とし、この条例が施行されることにより出産祝金支給条例と入学祝金支給条例を廃止するものです。

そして、経過措置として、令和3年4月1日以前に出生した者の場合は、出産祝金と入学祝金は共に現在の条例の効力が有するものと規定しています。

なお、この条例では、本来の目的である子育て世帯の応援という観点から、応援金支給後は返還を求めないこととしました。

その他に、支給するに当たり、村税や使用料の滞納をしていないこととの条件を付すかも検討しましたが、現在の出産祝金と入学祝金にそういった条件がないこと、また、その他の祝金や児童・生徒、また乳幼児に支給する各種補助金等でも滞納のしぼりがないので、本条例についてもその条件は付さないこととしました。

以上で、議案第1号 高山村子育て世帯応援金支給条例の制定に関する補足説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第2号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第2号 高山村消防団条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村消防団条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

消防組織法第18条に消防団の設置、名称及び区域は、条例で定めると規定されております。

高山村では、高山村消防団設置についての規定を規則で定めており、今回見直しにより、新たに条例の制定をお願いするものであります。

内容としては、高山村消防団設置規則、高山村消防団員定数条例、高山村消防団給与条例、高山村消防団服務規律及び懲戒条例を一つにまとめ、高山村消防団条例とするものでございます。

併せて、消防団員の定数を、現行の123名から6名減の117名へ改正を行いたいというものでございます。

条例の詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） お世話になります。

私のほうから、議案第2号について補足説明をさせていただきます。

今回の制定につきましては、基本的には現行の高山村消防団設置規則、高山村消防団員定数条例、高山村消防団給与条例及び高山村消防団服務規律及び懲戒条例の内容と大きく変わることはありません。

ただ、定数を6名減とした理由につきましては、団員確保の観点から、どうしても確保できないところがございます、第1分団、第2分団、第3分団、それぞれ2名ずつ減としま

して、6名減としてございます。

まず6ページをご覧いただきたいと思います。

第1条では、消防組織法に基づき、消防団を設置する等、条例の趣旨を規定してございます。第2条では、設置規定を、第3条では、名称及び区域を、高山村消防団、区域を高山村一円とすると規定してございます。

第4条は定員となりますが、現行の123名から6名減の117名と規定してございます。

第5条につきましては、消防団長及び団員の任命事項について、第6条は、消防団員となることができない欠格事項について、第7条については、団員の降任または免職に係る分限事項について規定してございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。

第8条では、退職について規定してございます。第9条では、消防団員の懲戒処分に関する事項を、第10条では、服務に関する事項を、第11条では、居住地を離れる場合の義務を、第12条では、守秘義務を、第13条では、阻害行為等の禁止事項を規定してございます。第14条では、報酬でございますが、報酬の年額を定める旨規定してございますが、年額については、現行と変わりございません。第15条につきましては、旅費の支給に係る費用弁償について、第16条では、公務災害補償について、第17条では、退職報償金についてを規定してございます。第18条につきましては、規則への委任事項となります。

附則として、この条例は、令和3年4月1日より施行したいというものでございます。

併せて、附則の中で、高山村消防団員定数条例、高山村消防団給与条例及び高山村消防団服務規律及び懲戒条例の廃止についてを規定させていただいてございます。

以上、雑駁ではございますが、補足の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について

てを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号につきましては、上位法令である地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

なお、第1条から第2条までの2条立てとなっております。

始めに、第1条のうち第23条第1号から第3号では、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、軽減判定所得の判定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げる等の改正を、附則第2項では、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備であります。

次に、第2条では、第24条の3第2項において、字句の修正を行うものでございます。

以上、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、税務会計課長より説明させていただきますので、慎重審議をいただきまして、可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（星野茂樹君） お世話になります。

それでは、私より高山村国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

先ほど村長のほうから、提案理由にもありましたように、今回の改正は、上位法令の改正に伴う改正でございます。

改正条例が、第1条から第2条までの2条立てとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは議案書は10ページ、新旧対照表は1ページからご覧ください。

最初に、第1条からご説明いたします。

新旧対照表1ページから5ページにかけてになりますが、第23条につきましては、国民健康保険税の減額について規定しております。第1号では7割軽減、第2号では5割軽減、第3号では2割軽減について、それぞれ規定しております。

今回の改正では、1号から3号までほぼ同様の改正を行うもので、その内容につきましては、地方税法施行令第56条の89、国民健康保険税の減額に規定する個人所得課税の見直しに伴う軽減判定基準の見直しで、減額の対象となる所得基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けている者の数の合計の数から、1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を、43万円プラス10万円掛ける人数を加えるものです。

続きまして、新旧対照表は6ページになります。

附則第2項では、地方税法施行令附則第18条の8、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例における軽減判定基準の見直しに合わせた規定の整備となっております。一部このうちには、読替規定も含まれております。

次に、第2条関係の説明に移ります。

新旧対照表は7ページになります。

第24条の3第2項では、字句の使い方が不適切なことから「同条第1項」を「前項」に改めたいものです。内容的には、第2項の条文の冒頭の表記が「前項」であることから「同条第1項」を「前項」と改めたいものです。

次に附則の説明に入ります。

議案書は11ページになります。

附則第1条では、施行期日について、附則第2条では、適用区分について、それぞれ規定されております。

以上で、補足の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第4号 高山村梅沢団地及び古屋団地の無償譲渡又は減額譲渡に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第4号 高山村梅沢団地及び古屋団地の無償譲渡又は減額譲渡に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

高山村では、人口減少が進み、若年層の定住化対策のために梅沢団地・古屋団地・下之宿団地の3団地を平成24年度より分譲を進めてまいりました。特に梅沢団地・古屋団地については、時価よりも低い価格で分譲し、少子化対策に取り組んでまいりました。梅沢団地の3区画については完売となり、古屋団地の4区画中、2区画について分譲できておりませんので、減額譲渡の条件を緩和して、引き続き地域生活の安定及び活性化を図っていききたいと考え、一部改正するものでございます。

新旧対照表は8ページ及び9ページとなります。

改正の内容ですが、梅沢団地については完売のため題名から梅沢団地を削り、高山村古屋団地の減額譲渡に関する条例と改めるものであります。

第1条の趣旨については、現状に合わせた改正とさせていただき、第3条については、各号のいずれかに該当する者に改め、次の各号を追加するものでございます。

1号として、自己の居住の用に供する住宅を建築し、高山村に永住する意思がある者、2号として、高山村に住所を有し、自己が利用する倉庫、作業場等を建築する者、第3号として、高山村に住所を有し、自己が利用するための駐車場用地として当該団地を取得しようとする者、4号として、村長が適当と認めた者と例外規定を設けたものとなります。

第4条は、東日本大震災から9年が経過するため、団地の無償譲渡については削り、第5条の団地の減額譲渡についても、第3条において譲渡の対象者の緩和条件を設けたことにより削り、第6条を第4条に繰り上げ、第7条も第5条に繰り上げるものでございます。

別表については、現在分譲できていない古屋団地の2区画のみに改めるものです。

最後に、附則についてですが、この条例については公布の日から施行するものでございます。

慎重審議の上可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第5号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第5号 高山村保健福祉センター省エネルギー設備設置工事の変更請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第5号 高山村保健福祉センター省エネルギー設備設置工事の変更請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、環境省の国庫補助金を活用し、令和元年度から令和2年度にわたり、継続費として実施するもので、現在工事を進めております。

請負業者は公募型プロポーザルにより選定した東吾妻町の角田電気工事株式会社で、当初の請負契約額は3億5,508万円で、令和2年1月9日に開催された臨時議会により、請負契約の議決をしていただきました。

今回は工事も終盤に差しかかり、当初契約に対し変更箇所がありますので、変更請負契約の議決をお願いしたいものでございます。

変更の内容は、照明設備工事で518万1,000円の増、空調設備工事で663万3,000円の減、給湯設備工事で57万2,000円の減、太陽光・蓄電池設備工事で1,293万6,000円の減となり、合計で1,496万円を減額し、変更後の契約額を3億4,012万円としたいものでございます。

変更の理由につきましては、実際に工事を進めると、当初契約の内容と差異が生じたためでございます。

つきましては、変更契約の締結に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

11時から再開いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

---

◎議案第6号～議案第13号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第6号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第7号）から、日程第16、議案第13号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第6号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,569万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億8,599万4,000円といたしたいものでございます。

歳出補正の主な内容でございますが、事業の追加等により増額補正、事業費の確定等による減額補正を、また、過日開催されました第3回臨時議会において、条例を可決いただいた人件費の補正について計上させていただきました。

なお、本補正による財源については、事業による国庫負担金、県補助金等及び繰越金を充てたいと考えております。

補正の詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議案第7号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,546万8,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,636万4,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、税制改正等によるシステムの改修業務の追加及び保険税の軽減世帯が増加したことに伴い、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分が増えたことにより、一般被保険者医療費給付分の財源の変更、並びに令和元年度決算の確定により基金積立金及び保険給付費等交付金償還金の増額補正をお願いするものでございます。

詳細については、住民課長より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第8号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ154万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,990万円とするものでございます。

詳細につきましては、住民課長から説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第9号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,583万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,736万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務の追加及び国庫補助金の額の内示による地域支援事業費等の財源の変更、並びに令和元年度決算の確定による基金積立金及び諸支出金の増額補正をお願いするものでございます。

詳細については、住民課長から説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第10号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定により、次年度繰越金が確定したため計数整理を行うものでございます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を240万5,000円とするものでございます。

事項別明細書6ページ及び7ページをご覧ください。

歳入では、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金を3,000円増額し、4款諸収入、1項雑

入、1目雑入を1,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、10節需用費を2,000円増額するものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第11号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度高山村農業用水特別会計歳入歳出決算認定により、次年度繰越金が確定したため、計数整理を行うものでございます。

規定の歳入歳出予算の総額は、当初予算と同じ2,702万2,000円でございます。

歳入では、1款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金を84万円減額し、3款繰越金、1項1目繰越金を84万円増額するものでございます。

なお、歳出においては、補正ではなく、財源変更によるものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第12号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ345万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,721万2,000円とするもので、給与改定に伴う人件費の補正、また、水道施設電気料、水道施設修繕料及び水道管漏水修繕料に不足を生じることから増額をお願いするものでございます。

歳入では、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金で203万8,000円、5款繰越金、1項1目繰越金で141万7,000円を増額し、今回の補正の財源といたします。

歳出では、1款総務費、1項1目総務管理費で、3節職員手当等で2万円の減額、2款水道事業費、1項1目水道管理費、10節需用費において、水道施設等電気料が70万円の増額、水道施設修繕料が77万5,000円の増額、水道管漏水修繕料が200万円の増額と合計で347万5,000円の増額となります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第13号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,542万円とするものでございます。

給与改定に伴う人件費の補正と、前年度繰越金の確定による係数整理をお願いするものとなります。

歳入では、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で344万7,000円の減額、5款繰越金、1項1目繰越金で343万6,000円の増額となります。

歳出では、1款総務費、1項1目一般管理費、3節職員手当等で、期末手当が1万1,000円の減額となります。また、1款1項1目総務管理費、2款1項1目水道管理費においては、財源の変更を行うものとなります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） それでは、私のほうから、議案第6号 一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の1ページをご覧ください。

1ページにつきまして、第1条につきましては、歳入歳出予算の補正となります。

第2条につきましては、地方債の補正になります。

5ページをご覧ください。

5ページにつきましては、地方債の補正になります。消防自動車の購入額の確定により、借入額を変更するものとなります。

次に、事項別明細について説明をさせていただきます。

まず、9ページをご覧ください。

9ページ、13款分担金及び負担金、2項1目総務費負担金では、額の確定により中之条町からのバスの負担金の減額を、14款1項4目衛生施設使用料では、霊園の管理料、永代使用料の増額を行うものです。

次に、15款1項1目民生費国庫負担金では、1節国保保険基盤安定国庫負担金の増額を、8節障害児入所給付費等国庫負担金では、サービスを利用する児童が増えたため国の負担金分の増額をお願いするものでございます。

次に、16款1項1目民生費県負担金では、国保安定基盤安定負担金の県の負担分と、次に、10ページへいきまして、障害児入所給付費等の県の負担分の増額となります。

次に、2項1目総務費県補助金では、事業費の確定によりバス補助金の増額を、次の5目農林水産業費県補助金では、事業量増により増額を、6目商工費県補助金では、道の駅へのドッグラン整備のための千客万来事業費補助金の増額を、3項1目総務費県委託金では、国

勢調査交付金の追加分の増額をお願いするものでございます。

次に、11ページをお願いします。

11ページ、17款財産収入、1項2目財産貸付収入では、パイプハウス貸付収入の増額を、19款繰入金、1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金では、令和元年度決算確定により、後期高齢者医療特別会計の繰入金の増額を、2目介護保険特別会計繰入金についても、令和元年度決算確定により、繰入金の増額をお願いするものでございます。

次に、2項1目財政調整基金繰入金及び3目農業用水水源施設等管理基金繰入金では、令和元年度決算の繰越金確定により、基金からの繰入が少なくて済む見込みとなったもので、減額をするものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

12ページ、20款1項1目繰越金では、令和元年度決算額確定により増額するものでございます。22款1項7目消防債では、消防自動車購入実績により、額の確定による起債の借入額の減額をお願いするものでございます。

次に、13ページをご覧ください。歳出となります。

なお、歳出の人件費の説明につきましては、人事院勧告による減額、扶養家族等が増えたことによる増額と、共済組合の率の変更等に伴う増額となりますので、各事業目ごとの説明は割愛させていただきます。

まず、1款議会費、1項1目議会費、議会運営活動費では、事業の中止等による減額をお願いするものでございます。

次に、14ページをお願いします。

14ページの2款1項1目一般管理費の説明欄の中段になりますが、職員健康診断事業は、実績により減額するものでございます。

次に、1項4目財産管理費では、事業確定による減額を、5目企画費では、情報通信設備設置管理事業で、今、テレビ無線システム設置工事を行っておりますが、電柱の強度不足により、電柱の立替えが行われたため、光ファイバー設備の移転工事が必要となり、増額をお願いするものでございます。地域公共交通対策事業では、15ページ上段をご覧くださいまして、沼田方面及び中之条方面の実績が確定したため減額を、次の空き家等利活用事業では、お試し住宅の旅館業登録手数料の増額をお願いするものです。

次に、12目地域づくり推進費では、賑わい交流事業を増額し、花火打ち上げ等のイベントに充当し、ふるさと祭り事業補助金を減額するものでございます。

次に、16ページ中段になります。

2款5項1目統計調査総務費では、統計調査員確保対策事業が交付金の対象とならないため減額を、2目統計調査委託費では、追加交付があったため事務用品の増額を、6項1目監査委員費では、行事の中止に伴い、減額をお願いするものでございます。

次に、17ページをご覧ください。

3款1項2目老人福祉費では、介護保険事業でシステム改修費用等に充てるため事務費繰出金の増額を、3目障害者自立支援給付事業費では、サービスを利用する児童が増えたため増額を、4目地域生活支援事業費では、新規に障害支援区分認定を受ける方がいるため増額をお願いするものでございます。

次に、18ページをご覧ください。

18ページの中段になります。4款1項1目衛生総務費、この中の国民健康保険事業において繰出金の増額を、2目保健予防費、こちらでは、感染予防事業及び19ページにわたりますけれども、母子保健事業において前年度の事業費が確定したため、超過交付となった補助金を返還するため増額をお願いするものでございます。

次に、3目環境衛生費では、霊園管理事業において、財源の変更と目内での予算の組替えを行うものでございます。

次に、その下の2項1目塵芥処理費では、家庭ごみ処理事業において、吾妻環境施設組合負担金として増額をお願いするものでございます。

次に、6款1項2目農業総務費、農業用水事業特別会計繰出金では、元年度決算の確定により、繰出金を減額するものでございます。

3目農業振興費、そのうち有害鳥獣対策事業では、捕獲数の増加により委託料の増額を、次に、20ページをご覧ください。20ページの上段になります。電気柵等補助金では、新たな要望に応えるため増額を、次の野菜王国・ぐんま総合対策事業では、枝豆の自動脱莢機等導入要望があったため補助金の増額を、中山間地域等直接支払交付金事業では、協定農地内に緩傾斜地1筆が追加されたため、増額をお願いするものです。

次に、4目畜産振興費のうち、畜産振興事務費では、事業の中止による減額を、公共牧場運営管理費では、農機具等修繕料で、今後支出予定がないため減額を、越冬飼料費では、飼料の購入費の増額を、堆肥除去手数料は、越冬牛舎内の堆肥の除去の手数料の増額を、管理業務委託料では、作業日数の増加により増額を、ロールベアラー購入費では、入札差金の減額をお願いするものでございます。

次に、5目農地費では、土地改良事務費において大会中止により減額を、村単独農地整備事業では、五領地区内の水門交換工事において不足が生じるため増額を、次に、21ページの上段になりますが、農地をよくする協働事業では、工事材料に不足を生じるため増額をお願いするものでございます。

次に、中段となりますが、2項1目林業総務費では、薪ストーブ購入補助事業において、申請希望者が増えたため4件分の増額を、次に、2目林業振興費、ぐんま緑の県民税事業において、当初見込んでいなかった特殊伐採が発生するため、増額をお願いするものでございます。

次に、下になりますが、7款1項3目観光総務費では、突発的な修繕に対応するため増額を、次に、22ページをご覧ください。22ページの4目道の駅整備事業費では、道の駅整備事業において、設計業務増により増額を、道の駅仮駐車場整備工事は、工事を翌年度に見送るため減額を、駐車場排水工事は、仮駐車場予定地で、現在盛土をしているところに排水工事を行うため増額を、ドッグラン設置工事では、県の補助金を予定し工事費の増額を、コテージ遊歩道電灯設置工事では、コテージ利用者の要望に応えるため、増額をお願いするものでございます。

次に、8款1項1目土木総務費では、簡易水道事業特別会計への繰出金として、漏水箇所が増えたため、修繕料等の増に伴い増額を、水をきれいにする事業特別会計では、元年度決算確定による繰出金の減額をお願いするものでございます。

23ページをご覧ください。

23ページの中段になります。9款1項1目消防費では、消防自動車更新事業において、入札結果により減額をお願いするものでございます。

次に、24ページになります。

24ページの中段になりますが、10款2項小学校費、1目学校管理費、こちらでは、小学校運営事業では、インターネット接続料、学力検査に英語が加わったため英語の検査料、レンタルサーバー利用料の増額を、感染症防止対策事業として、保健用消耗品やマスク、ゴム手袋等の購入に係る費用の増額をお願いするものでございます。

次に、25ページをご覧ください。

25ページの3項中学校費、1目学校管理費では、その中の中学校運営事業において、レンタルサーバーの利用料の増額を、その下の中学校施設管理事業においては、PCB含有機器、これは高圧受電設備になります、これの処分費の増額を、感染防止対策事業では、マスクや

ゴム手袋等の購入費の増額を、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行の行き先を変更したためキャンセル料が発生し、中学校へ補助金として増額をお願いするものです。2目教育振興費では、要保護及び準要保護生徒就学援助事業で援助費の増額をお願いするものでございます。

26ページをお願いします。

26ページの認定こども園開設準備事業では、来年4月の開園に向けて、環境整備や駐車場の新設、保育用の備品購入のための費用の増額を、臨時交付金のうち、学習環境整備事業で、エアコン設置事業において、入札差金及び見込んでいた高圧受電設備の設置の必要がなかったため減額を、感染防止対策事業でマスクやゴム手袋、加湿器、空気清浄機の購入費用の増額をお願いするものでございます。

次に、27ページをお願いします。

5項1目給食センター運営費では、給食センター運営事業において、消耗機材類の価格の値上がり、給食マニュアル等の変更により増額をお願いするものでございます。

中段になりますけれども、12款1項公債費、1目元金のうち、臨時財政対策債元金償還金は、平成21年から平成22年までに借り入れた対策債の利率の見直しにより利率が下がりました。元利均等払いで償還をしているため、元金の割合が多くなったため増額をお願いするものでございます。また、林道災害復旧事業債元金償還金は、台風19号による災害対策での借入れでしたが、補助金の補助率が確定し、起債を借り過ぎていた分を償還するものでございます。2目利子では、臨時財政対策債の利率見直しによる減額が主なものとなります。

次、28ページをご覧ください。

28ページ、13款1項2目基金積立費では、パイプハウス貸付収入を基金に積立するため、増額するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、補足の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

次に、国保、住民課長お願いいたします。

○住民課長（飯塚欣也君） お世話になります。

それでは、私から、令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足の説明を申し上げます。

補正予算書の6ページの事項別明細書をご覧ください。

歳入から説明させていただきます。

4 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金では、税制改正対応に伴うシステム改修を行うための費用が補助されることに伴い、55万円の増額補正となります。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金では、主に、保険税の軽減世帯が増えたことにより、287万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

7 款繰越金、1 項 3 目その他繰越金では、令和元年度決算の確定により、前年度からの繰越金が760万7,000円の増額補正となります。

補正予算書の 7 ページをご覧ください。

8 款諸収入、3 項 10 目国保連合会保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金につきましては、令和 2 年 3 月請求分の額の確定に伴う精算分として443万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、国保連から県に返還する精算金でございますが、保険者である村を経由するためのものでございます。

続いて歳出のご説明をさせていただきます。

補正予算書の 8 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費では、12 節委託料で税制改正に伴う国保健康保険システム改修業務等で62万7,000円の増額補正となります。

3 款国民健康保険事業納付金、1 項 1 目一般被保険者医療費給付分につきましては、財源の変更を行うものでございます。

7 款基金積立金、1 項 1 目基金積立金につきましては、令和元年度決算の確定により1,040万2,000円の増額補正となります。

9 款諸支出金、1 項 5 目保険給付等交付金償還金につきましては、国民健康保険団体連合会からの令和 2 年 3 月請求分の額の確定に伴う償還金を県へ償還するため、443万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で補足の説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） 次に、後期高齢者、住民課長、お願いいたします。

○住民課長（飯塚欣也君） 引き続き、議案第 8 号 令和 2 年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について補足の説明を申し上げます。

補正予算書の 6 ページの事項別明細書をごらんください。歳入から説明させていただきます。

2 款国庫支出金、1 項 1 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ですが、歳出でもご説明しますが、システム改修に伴う補助金の内示に伴い 6 万6,000円の増額補正となります。補

助率は5分の1、20%でございます。

4款繰越金、1項1目繰越金では、令和元年度決算の確定により、前年度からの繰越金が140万1,000円の増額補正となります。

続いて、歳出のご説明をさせていただきます。補正予算書の7ページをごらんください。

1款総務費、1項1目一般管理費では、12節委託料で高齢者医療制度見直し等システム改修業務で33万円の増額補正となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、予算に不足が生じるため、108万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

3款諸支出金、2項1目他会計繰出金では、令和元年度決算の確定により、事業費不用額等について一般会計に返還するため、13万3,000円の増額補正となります。

以上で補足の説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） 次に、介護保険、お願いいたします。

○住民課長（飯塚欣也君） 引き続き、議案第9号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足の説明を申し上げます。

補正予算書の6ページの事項別明細書をごらんください。歳入から説明させていただきます。

3款国庫支出金、2項5目介護保険事業費補助金ですが、補助金の内示に伴い、44万円の増額補正となります。補助率は2分の1、50%でございます。

次に、7目保険者機能強化推進交付金が15万8,000円の増額、また8目介護保険保険者努力支援交付金が事業実績に伴う内示額の増により56万円の増額補正となります。

7款繰入金、1項7目その他一般会計繰入金では、歳出でもご説明しますが、システム改修に伴う増額として54万円の増額補正となります。

8款繰越金、1項1目繰越金では、令和元年度決算の確定により、前年度からの繰越金が2,414万1,000円の増額補正となります。

続いて、歳出のご説明をさせていただきます。補正予算書の7ページをごらんください。

1款総務費、1項1目一般管理費では、12節委託料で介護報酬改定等に伴うシステム改修業務で99万円の増額補正となります。システム改修の主な内容は、令和3年度からの介護報酬等が改定されることに対応するための改修となります。

1款総務費、3項1目認定調査費等では、人事院勧告の実施に伴い会計年度職員の期末手当を1万円減額補正をするものでございます。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費では、事業実施により国庫補助金の額が内示されたことに伴い、財源の変更をお願いするものでございます。

続いて、補正予算書の8ページをごらんください。

3款地域支援事業費、3項1目包括的支援事業費・任意事業費につきましても、国庫補助金の額が内示されたことに伴い、財源の変更をお願いするものでございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、令和元年度決算の確定により、確定した繰越金から償還金及び他会計繰出金を引いた金額に、実績に伴い増額となった国庫補助金のうち、交付金分を追加した金額1,532万4,000円を増額補正するものでございます。

5款諸支出金、1項2目償還金につきましては、令和元年度決算の確定により、介護保険特別会計から国・県支払基金に返還する令和元年度分の精算金合わせて821万1,000円を増額補正をお願いするものでございます。

続いて、補正予算書の9ページをごらんください。

5款諸支出金、3項1目他会計繰出金につきましては、令和元年度決算の確定により、介護保険特別会計から村に返還する令和元年度分の精算金132万4,000円を増額補正をお願いするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

### ◎陳情書等について

○議長（林 昌枝君） 日程第17、陳情書等についてを議題とします。

本日までに受理した陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後1時から再開としますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時03分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

---

◎一般質問

○議長（林 昌枝君） 日程第18、一般質問を行います。

---

◇ 野 上 富 士 夫 君

○議長（林 昌枝君） 最初に、5番、野上富士夫議員の発言を許可します。

野上議員。

〔5番 野上富士夫君登壇〕

○5番（野上富士夫君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、私は、高山村育英貸与金について、教育長にお伺いをしたいと思います。

高山村育英条例は、本村を生活の拠点とする心身ともに健康で学業優秀なる子女で、経済的理由により就学困難な者に学資を貸与し、有用なる人材の育成を図ることを目的に、昭和31年に制定され、今までに357人が利用いたしました。

令和元年度末の運用実績は、基金総額1億2,000万円、貸付総額5,437万7,000円、翌年度繰越額である手持ち資金は6,562万3,000円となっており、平成15年度末の手持ち資金718万円と比べると育英基金の運用には余裕があると思われます。

高山村においては、「村づくりは人づくり、人づくりは教育から」を基本理念とし、育英基金についても充実を図ってまいりました。

昭和41年当時の育英貸与金額は、高校、大学とも月額2,000円でしたが、現在は高校生月額3万円以内、大学生またはこれと同等程度の修学生月額5万円以内となっております。

平成30年3月卒業の群馬県における高校進学率は98.9%であり、高校卒業後の大学・短大への進学51.9%、専門学校への進学23.6%、合計75.5%、就職者は19.9%で高学歴化が顕著となっています。

過去5年間の育英資金貸与者は合計で27人ですが、内訳は高校生は1人と少ないのは、自宅からの通学が可能であるとともに、本村の高校生には月額5,000円の就学補助金の支給、授業料の無償化等により保護者の経済的負担が軽減されているためと思われます。専門学校生5人、短大生4人、大学生17人となっています。

学歴は一生の財産であり、子供が希望すれば無理をしてでも上の学校へ進学させてやりたいと思うのが親心です。

4年制大学の教育資金は地域や学校、学部により異なりますが、現在、子供が大学へ行っている2人の親に聞いたところ、東京の私立大学の場合、入学金、授業料、家賃、光熱水費、食費、その他で4年間の合計額は、1人は約1,270万円、1人は約1,420万円になると言っていました。また、中には2人あるいは3人の子供を大学に出す人もおります。大学生への育英貸与金は、平成7年に5万円となり、25年が経過いたしました。特に大学生に対する育英貸与金限度額の引上げについて検討する必要があると思いますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 野上富士夫議員の一般質問にお答えいたします。

野上議員のご指摘のとおり、大学への進学には保護者の負担が非常に大きく、貸与上限額の見直しにつきまして前向きに検討し、高山村育英審議会へ諮らせていただきたいと考えております。

また、短大から4年制大学への編入や大学院への進学など、継続しての育英貸与金申請の事例も出てきており、育英審議会に諮り、育英生の決定を受けております。

高山村の学生が経済的な理由で進学を諦めるようなことが起こらないよう、皆様のご意見を取り入れながら、育英貸与金事業をより充実させてまいりたいと考えております。

以上、野上富士夫議員の一般質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 野上議員。

○5番（野上富士夫君） 教育長には前向きに検討するという答弁をいただき、ありがとうございます。

保護者の負担のほうを軽減するためにも、門戸を広げて選択肢の幅を広げておく必要もあるかと思っておりますので、その点をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

---

◇ 山 口 英 司 君

○議長（林 昌枝君） 次に、6番、山口英司議員の発言を許可します。

山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

○6番（山口英司君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、その前に皆さんにお断りしておきますが、当初の通告時点、それから今となりました約2週間が経過しているわけなんです、通告時の様相と現在の様相、コロナウイルスについてですね。だいぶ変わってきてしまいました。

ですので、質問の要旨はもちろん変えてはいないんですが、その中の言葉遣い等のいろいろな面で現状に合わせたものとさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染者数、各地で過去最多ということで質問いたします。

全国で毎日大変な数の新型コロナウイルス新規感染者が確認され、各地で過去最多を更新しています。流行の第3波とも言われる中、菅首相は、極めて警戒すべき状況が続いており、強い危機感をもって対応しているとした上で、マスクの着用、手洗い、3密回避といった基本的な感染対策を徹底するよう、協力を国民に呼びかけました。

群馬県は、感染者の急増を受け、11月28日から県指針に基づく警戒度を全県で2から3に引上げ、不要不急の外出自粛を強めました。12月2日には、県内過去最多の1日44人の陽性が判明、東毛地域や伊勢崎市などで市中感染が拡大しており、山本知事も新しい生活様式の実践を県民に呼びかけました。本村においては、12月に入り感染者の発生が確認され、今後の状況が懸念されるところです。

そこで、村として警戒の度合いによる対応を考えているのか、また、村民への注意喚起等は今後どのように行っていくか伺います。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 新型コロナウイルス感染症の対策について、山口英司議員の一般質問にお答えいたします。

本村では、新型コロナウイルス感染症対策本部を令和2年2月28日に設置し、村長を本部長、副村長と教育長を副本部長、各課長及び局長を部員とした構成で新型コロナウイルス感染症の対策を講じております。

取り組んでいる主な事業を申し上げますと、村民応援事業及び子育て世代応援事業による給付金の支給、事業継続化給付金事業及び農業継続化給付事業による事業者及び農業者への支援、GIGAスクール構想に伴うタブレット端末などの環境整備、学習環境整備事業によるエアコンの整備、そのほかにも感染防止対策として高齢者へのマスクの配布や対策備品等の準備などを行っております。

寒い時期を迎え全国的に感染が拡大しており、群馬県でも感染者が増加しており、吾妻郡内、そして高山村でも感染者が確認されたので、感染防止対策の強化を講じなければならないと考えております。

また、群馬県は11月28日から警戒度を2から3に引上げ、社会経済活動再開に向けたガイドラインの行動基準が厳しくなりましたので、村民に周知し、協力していただくようお願いいたしました。

周知の方法としては、防災無線、広報及び每户への資料配布などによる注意喚起を行ってきましたが、今後も引き続き、これらの媒体を活用して行動基準を示すとともに、国や県が示す新しい生活様式及び感染リスクが高まる5つの場面なども併せて周知し、感染防止対策の実践をお願いしてまいりたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染の早期終息を願い、山口議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） ただいま村長から、高山村においても感染防止対策の強化をしていく、というふうの発言だったかなというふうに聞いております。

それで、第3波と見られる新型コロナウイルス感染拡大への課題として、村内での発生をいかに抑えるかが重要だと思われるんですが、今後において、村が主催される会議、村内各地で予定されている祭りや会合、各地域や団体で実施を予定されているイベント等について、村としての今後の対応、方針を伺いたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 第3波と見られる新型コロナウイルス感染拡大の課題についてでありますけれども、村内での発生をいかに抑えるかが注目点でございます。

想定質問としていただきました吾妻郡内の感染者急増について、1週間で12名の陽性者、吾妻郡内での感染者が急増しており、本村でも感染者が発生してまいりました。県内でも、医療機関の対応はひっ迫状況にありますので、今後、感染を拡大させないよう警戒を強めていかなければなりません。

村内での発生をいかに抑えるかについてでございますけれども、村が主催する会議については、感染状況や開催する内容により中止する会議やイベントもありますが、開催する場合には、人数が余り多くならないよう配慮し、検温、消毒、換気、密を避けるなど感染対策を講じて実施していただきたいと思っております。

村内各地での予定されている祭りや会合についても、極力休止という要請をしていきたいというふうに考えております。

各地域での団体で実施を予定しているイベント等についても、自粛を要請していきたいと思っております。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） いずれにしても、その判断というのはなかなか難しいものと思いますが、先ほどからも触れていますように、基本的な対策、これが大事だというふうに思います。

続きまして、12月4日、役場庁舎において職員の感染が、さらに12月6日、中学生の感染が確認されたことが、村新型コロナウイルス対策本部より防災無線で即日の発表がありました。村職員や児童・生徒のコロナウイルス感染のような重大事案については、事実を遅滞なく村民に公表することが原則だと思います。内容をオープンにすることにより、またマニュアルに沿った対策を実行することにより、これが問題の早期解決となります。

今回においては今後の状況が懸念されますが、危機管理計画の基、保健所の指導をいただきながら万全で早急な対応ができたものと考えます。

その点について、村長、一言いただきたいと思っております。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 発生したときの対応方針についてでありますけれども、職員が感染した場合の想定として庁舎の消毒、それに伴う閉庁期間、防災無線を通じての村への周知、職員の体制等、対策として手持ち資料としてはありました。

今回の対応は、保健所の指導の基、感染者が触れたところを重点的に消毒すればよいとい

うことで、来庁者に対する入庁の制限の対応を行い、消毒の確認が済んだところで改めて玄関に看板を設置、通常どおりの開庁といたしました。併せて、濃厚接触者等の確認を行い、所属課の職員については自宅待機にいたしました。結果として、濃厚接触者には当たりませんでした。その後、防災無線での広報をさせていただいたところでございます。

感染者が出た場合の対応については、状況によって変わってくるものと思います。今後の対応については、今回経験を踏まえ、対策本部の中でもしっかりと協議をしていきたいと思っています。

また、指導を受けました保健所の先生に注意をいただきましたところの箇所の改善とか、そういう施設整備についても、至急、早急にしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） ぜひとも今後とも遅滞なく対処していただき、感染者の発生があった際には被害を最小限に抑えていただきたいというふうに思います。

それでは、最後なんですけれども、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見が問題となっています。全国的に感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者らが職場や学校、地域で不当な扱いを受けたり、インターネット上で誹謗中傷されたりするケースが相次いでいます。こからはプライバシーの侵害や名誉棄損等に該当すると思います。新型コロナウイルスは、いわば天災であり、感染してしまった人の責任を問うことはできません。誰もが感染のリスクを負っています。

県内において藤岡市などが、コロナ差別を禁止する条例の制定に向けて進んでいます。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応と併せ、感染者の人権を擁護し、安心して生活できる環境整備が求められていると思います。そのことについてどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 感染を発症した人、岩手県では随分長い間ゼロという数字が続いておりましたけれども、この初めて感染した人に対してかなりの誹謗中傷が全国から寄せられたということでありましたけれども、果たして、こういうことが良いのか悪いのか、今まで教育を受けてきた中で、こういった考えは先進国の考えとは全く違うような気がしております。

新型コロナウイルス感染は、いつ誰が感染するか分かりません。誰も感染したくて感染するわけでないので、感染した場合の差別や偏見があっては絶対にいけないと思っております。

感染者に対して差別や偏見などないように、村民への啓発、注意喚起、教育の強化などをしなければいけないと思っております。

なお、中学校では、学校保健委員会において、全校生徒を対象にこのような問題への正しい理解と対策について話し合ったり、小学校では校長先生の講話の中で日常、感染した人たちに対して差別やいじめをしないよう指導しているということで非常に善いことだというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） どうもありがとうございました。村民への啓発や学校等教育の場でこういったことを……という話をいただきました。今後におきまして、特に村内の感染が拡大しないよう、ぜひともその対応を万全にいただき、村民が安心・安全で暮らせるようお願いいたします。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） 引き続きまして、6番、山口英司議員の発言を許可します。

6番、山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

○6番（山口英司君） 引き続き、一般質問の許可をいただきましたのでさせていただきますと思います。

その前に、この質問事項なんですけど、新地方公会計に係る財務書類の活用ということで、皆さんのお手元には4枚の印刷したものが届いていると思うんですけど、これが連結貸借対照表、連結行政コスト計算書、それから連結純資産変動計算書、さらには連結資金収支計算書ということで、平成31年3月31日現在のものが届いていると思います。こういったものがインターネット上でも公開されているということで参考にさせていただきたいと思います。

では、質問の要旨に入らせていただきます。

平成30年第4回定例会一般質問において、新公会計制度に基づく財務書類作成状況について質問しましたところ、平成29年度決算に係る財務書類からホームページ等により公開できるよう鋭意努力するという答弁を得ました。

これにより、高山村ホームページでは、平成29年度、平成30年度の一般会計から連結会計貸借対照表までの新地方公会計に係る財務4表が既に公開されています。

官庁会計方式では見えなかった有形固定資産残高や減価償却累計額、地方債残高等や退職

手当引当金が一覧できます。また、行政コスト計算書には、計算期間に発生している全てのコストが収録されています。一般会計においては、主要な指標も計算されていることから、他町村や類似団体との比較分析や各種指標の検討が可能になりました。今後の予算審査や決算審査において有効に活用できるものと考えています。

そこで、作成した財務書類からはどのようなことが分かると考えているのか、財務書類を村政の運営にどのように活用していくのか、所見を伺います。

さらに、整備中ではあると思いますが、固定資産台帳の早期公開を要望いたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 山口議員の新地方公会計に係る財務書類の活用についての一般質問にお答えいたします。

平成27年1月の総務大臣通知により、全ての地方公共団体において発生主義・複式簿記会計の考え方を取り入れた新たな地方公会計を導入することになりました。

高山村では、平成29年度から、総務省の示す統一的な基準に基づき、地方公会計制度を導入し、現在も使われている単式簿記・現金主義による会計方式の補完として、複式簿記・発生主義による会計方式を併用しております。

これにより、議員ご質問の中にもありますように、従来の会計では把握できなかった資産などのストック情報や、減価償却費などのフルコストといった視点による決算情報が把握できるようになりました。また、統一された基準で作成されるため、他の自治体との比較が可能となります。

作成した財務書類からは、住民1人当たりの資産額、1人当たりの行政コスト、1人当たりの負債額、受益者負担比率等、いろいろ指標の作成に役立ちます。

活用方法例としては、予算編成への活用、これは、ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討。施設の統廃合、これは、施設別コストの分析による統廃合の検討。行政評価との検討、これは、利用者1人当たりのコスト等を活用して評価を行うなどが上げられます。

人口減少が進展する中、限られた財源を賢く使うことにつながれば、作成した財務書類も有効活用ができると考えております。

なお、固定資産台帳については、群馬県内でも公表していないところがありますけれども、高山村には紙ベースでの閲覧はできるようになっており、公表しているという形になってお

ります。今後、ホームページ等で公表を見据えて、内容をもう一度精査し、公表時期について検討していきたいと考えております。

以上、山口英司議員の一般質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） どうもありがとうございました。

ちなみになんですけれども、平成29年度分の指標、1人当たりの指標というのが、主要な幾つか、今、後藤村長が言いました、何項目かありましたんですが、ちなみに紹介をしてみたいと思います。

一般会計です。住民1人当たりの資産額というのは648万円です。あと住民1人当たりの行政コスト、これが76万円です。それから、住民1人当たりの負債額、これが60万円というふうに千円以下はカットしたんですけれども、なっています。ちなみになんですけれども、ちょっと発表してみました。

いずれにせよ、固定資産台帳の早期に公開というふうに言ったんですけれども、もう紙ベースではできているということなので、ぜひ今度はそれを見せていただき活用をしていきたいと思います。

吾妻郡内においては、中之条町が既にホームページでこれを公開しております。かなり細かくいろいろな資産内容が公開されています。それを見れば、これと同等のものがまた公開されるものと思いますが、それを見れば、今後の決算審議、予算審議等で活用できるものと考えています。

本日は質問、どうもありがとうございました。

お世話になりました。

○議長（林 昌枝君） 暫時休憩といたします。

1時45分から再開いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

---

◇ 林 和 一 君

○議長（林 昌枝君） 次に、3番、林和一議員の発言を許可します。

3番、林議員。

[3番 林 和一君登壇]

○3番（林 和一君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問を行います。

高山村住宅リフォーム補助金交付制度について、通告に従い2点について質問を行います。

令和元年第3回定例会に上程された一般会計補正予算において、住宅リフォーム補助事業の追加補正がなされ、その際、この事業の将来の継続性について質疑に対し、村長答弁において、良いプログラムであり継続していく考えであること、しかし、要望に切りなく対応することだけでなく、年間対応件数の上限設定も必要になるのではないかという内容でありました。

このリフォーム補助金事業は、平成24年4月に要綱として制度化され、既存住宅の質を向上させ、住宅の長期利用を可能とすることで、空き家予防を図ること、空き家等の利活用を促すことを目的として、住宅等の修繕、改築、増築、模様替え、機能向上のための修繕、改造、設備改善を対象としています。

補助対象者は、住民で引き続き5年以上高山村に生活基盤を置くこと、また空き家を取得し転入する場合もやはり5年以上高山村に生活基盤を置く意思があること、補助金申請は原則として当該物件について一度で、補助金額は工事金額の20%で最高50万円としています。

担当課の調査資料によりますと、この9年間で総申請件数が182件で、投資総額は5,626万7,000円に及んでいます。村民並びに請負業者等共々に大変喜ばれ、効果も大きい意味ある制度であると考えています。

さて、質問の第1点目ですが、令和2年度における補助金受付終了についてであります。

村内の請負業者にしてみますと、新築案件が少ないけれども、高齢者世帯の増加に合わせてリフォーム希望は多いと聞いております。

そんな中、広報11月号に高山村リフォーム補助金の受付終了についての記事が掲載され、予算額に達したため、受付を終了しましたというものであります。

リフォームを計画していた村民も、請負事業者も、「えっ、そうなんだ」ということで、残念に受け取る状況にあります。

予算とはいえ、年度前半で使い切り、予算枠がなくなり、「補助金受付は終了しました」

という事態は、業者も、申請者である村民にしても、何なんだということで、当面の計画が大きく狂ってしまう事態となり、資金繰りや在宅介護も絡む家族内においては、多方面にわたる影響が生ずることとなります。このように、村民の期待する、また喜ばれる制度として認知されたものであります。リフォームを計画していた村民にしても、請負業者にしても、残念なことであります。

何でも金銭的支援で解決していけばよいというものではありません。村民自らも相応な負担をし、問題解決に向けて力を注ぐことはしなければならないのも当然であります。

政策判断において一考させられる問題ではないでしょうか。村長の考えるところを伺います。

続いて、2点目になります。

少額な事業費で計画した場合、同一物件に対して補助金上限額の範囲内で複数回の受付をしてほしいとする住民要望が聞かれますが、対応していくような考えがあるかお伺いいたします。

水回りのリフォームが多いというような話を聞きますけれども、結構高額になるケースが多いようで、この制度を利用するには、比較的資金に余裕があり、どうせリフォームするなら限度額いっぱいまで使ってやってみようとする人が見受けられる反面、必要としても資金的に厳しいということで諦めて我慢している方もいるのが事実でございます。

年金生活者にしてみると、一気に有用なリフォームができればと考えても、資金繰り等から、今回はそう高額でなく、30万から50万円程度の事業費で済ませざるを得ない、必要としても考えてしまうというケースがあります。

補助限度額の範囲内で複数回認めてもらえれば、さらにありがたく使いやすくなるとする意見も聞かれます。

こうした意見に対して村長の考えるところを伺います。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま林和一議員からの一般質問を受けました、高山村住宅リフォーム補助金制度についてですが、住宅リフォーム補助金は、平成24年度に個人住宅の質の向上と定住の促進を図るため、リフォーム工事を行った者に工事費の20%、上限40万円の補助金を交付する事業として始まり、平成30年度には上限を50万円に引上げ、また、令和2年度からは、目的を「リフォーム工事により既存住宅の質を向上させ、住宅の長期利用を可

能とすることで空き家化の予防を図るとともに、空き家等の利活用に伴うリフォーム工事を支援することで空き家等利活用を促すこと」と改定し、空き家リフォーム補助金を拡充いたしました。

議員のおっしゃるとおり、この補助金は、村内業者の施工業者によるリフォーム工事を対象としていることから、村内建築業者等の支援にもなっており、住民からも好評な事業であると思っております。また、今般の課題である空き家対策としてのその効果が期待される事業となります。

今年度から、財政事情や他の事業との兼ね合いから、当初予算の範囲内の補助金といたしましたが、年度当初から要望が多く、8月で予算を上回ったため、急遽補正をお願いし増額をさせていただきましたが、10月末で受付を終了いたしました。

来年度以降については、毎年の予算規模を再検討し、多く皆さんに活用できるようにしたいと思っております。

また、当該住宅において申請は一度しか行えない制限については、未利用者を優先する観点から、今後の補助金の利用状況を精査しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、林和一議員の一般質問に対するの答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） 各種福祉施策の中にあつて、真に村民のためになる施策として定着して期待する世帯は多いと思われまふ。村として大きな事業に対しては、事業達成のためにとつて、1桁、2桁大きい追加補正予算の要求が当たり前のようにつて提案をされてまいります。

村民から見ると、緊急性を要するとは思われな事業に……を投じ、村民に喜ばれる事業が生かされなような感じがするとの声がかれてるのも事実でございませう。

公共事業においてやらざるを得ないものでありますけれども、執行部としても、事業の効果を測定して見直しを行うということでありませう。

今後、移住定住政策を推進する中で、要望が高まるのがやはりリフォームでの環境整備ではないでしょうか。これは移住を考える人にとっては、高山村に対する大いなる魅力になるはずでございませう。

こういったことをいろいろ考えますと、これからこのものはどう発展していくか、予算の要求の中でまた審査をされることにならうかと思ひますけれども、いろいろな方面を考えながら、村民の喜ばれる施策としての位置づけをいただければというふうにつて思ひます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま林議員の質問の中で、この我々が執行部のほうで、この1年間を通しての予算の組み方について研究する必要があると思いますので、このあたりを精査して、年間の需要料等々算出していければ、適正な予算取りはできるのかなというふうに考えております。福祉政策としても大変重要なプログラムですので、継続して、内容も充実したものにしていきたいと思います。

以上です。

---

◇ 後 藤 肇 君

○議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

○4番（後藤 肇君） それでは、議長から許可をいただきましたので、私は観光交流館の建設延期の件について質問いたします。

平成30年12月リーディングプロジェクトの提言により、承認され、実施計画が作成されました。設計に入り、入札で株式会社佐田建設が落札したことは、村民も知っているところでございます。今になって建設確認ができないので、再設計ということで落成が1年延びるのです。なぜ延期になるのか、その具体的な原因内容をご説明いただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員の一般質問にお答えをいたします。

村の中心地づくり基本計画の一環として、観光交流館、仮称であります。の建築工事を進めているところでございます。

観光交流館基本設計の道の駅たかやま観光交流館整備設計等業務委託契約については、入札により株式会社清水設計事務所と工期を平成30年5月21日から平成31年3月22日までといたしました。その後、株式会社清水設計と施工管理業務を、平成31年4月1日から工期変更により令和3年3月31日までといたしました。

観光交流館の新築工事については、入札により佐田建設株式会社と工期を令和元年11月12日から工期変更により令和3年2月28日までといたしました。建築確認申請業務について、清水設計事務所に進捗状況を確認したところ、建築確認申請に添付する建築基準適合判定審査の合格判定に至らず、新築工事の基礎のくい打ち作業が着手できない状況にあることが分かり、原因については、建築基準適合判定審査を実施している民間団体に、観光交流館の現在の審査内容について、確認したところ、最終段階まではほど遠く合格判定には時間を要することが判明いたしました。信頼しておりました株式会社清水設計事務所でしたが、これ以上の遅延は許されない状況から、10月14日に遅延理由書の提出があり、10月16日に施工管理業務を解除いたしました。

そのことにより、建築確認申請について滞っており、工事請負者であります佐田建設株式会社と、建築確認申請業務について協議し、工事の工程を確認していく中、令和2年度に完成予定だった観光交流館の新築工事については、現在の状況では、令和3年度にずれ込んでいくこととなりました。

原因についてですが、建築基準適合判定審査の基礎となる、清水設計事務所から納品があった設計図書等を精査する必要があると判断し、その精査期間及び建築基準適合判定審査期間を令和2年度末とし、観光交流館新築工事を令和3年度着手、年度内完成と判断したためとなります。

このたびは、苦渋の決断を余儀なくされたこととなり、村民の皆様にもご迷惑をおかけいたしました。ご理解いただきたくお願い申し上げます。以上、後藤肇議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 村長の答弁を伺いました。

ただその答弁の中で、清水設計さんと契約をするっていうことで、これはもちろん公開でやっているわけなんですけれども、その時点の段階において細かい打合せ作業というのは、担当課が何回かやられていると思うんですね。その時点において、もう少し最終な段階ではなくて、その最終判断ができるような場合がなかったのか。民間ですと、その辺を見ている段階ではどうしても納得が得られないという部分も感じる場所です。というのは、どこの企業でもやっているかなと思うんですけども、報・連・相と一般的に呼んでいます。報告、連絡、相談ですね。その辺がまずは、これ私一般的に言って素人考えでお話しするんですけども、取れていなかったんではないかなということを感じるわけですね。ですから、その

辺もう少しやっていたら、この最終段階に来て、再設計を、ある部分ということはなかった。それ自体は庁舎内での報・連・相はどうなっているのかと、ちょっと村長のほうに一言お願いできればと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 庁内の担当職員においても、このやっぱり専門的な設計、あるいは工事については、なかなかこの中身までは分からないというのが普通だと思うんですね。その中で、このやはり設計業者さんのメンツもありますし、その信頼もこっちもありましたから、お願いをしてやっていたわけなんですけれども、この話に報・連・相、栽培じゃないんですよ。報・連・相のコミュニケーションを取るにしても、やはり設計者がじきできると、いつもそういう返事をいただいたわけですよ。もう今できているから、これを出せばもう出るよと。またそれを信頼していたわけですよ。それが何度も何度も繰り返されたんですね。つまり、この判定業者さんに確認したところ、到底この設計判定がおりの段階まではまだまだ時間かかるということになってしまったわけです。

設計業者さんの選択はこっちもまずかったのかなということでもありますけれども、そこには信頼関係があるわけですから、きちんと守っていただけなかったことは非常に残念でなりません。そういうことなんですけれども、よろしいですかね。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） この時点で、前のことを言っても仕方ないかなという感じがするんですけれども、やはりこの経験を生かし、今後そういう……計画、総合計画、村で持っているわけですから、その中に今回の失敗を二度と繰り返さないようなステップを庁舎を挙げた検討段階に入って、早めに今回のコロナウイルスじゃないですけれども、早急対応ができるような体制づくり、それには皆さんの危機意識を全体で持たないと、その雰囲気の中でそういう事業というのは進んでいくかななんて感じるころがあるんですよ。

ですから、そういった部分で、今後反省をすることはして、その上に公開することは公開しながら、ぜひ前向きな姿勢で取り組んでいただければいいんじゃないかと思いますので、私の質問を終わらせていただきます。

---

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（林 昌枝君） 次に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔1番 後藤明宏君登壇〕

○1番（後藤明宏君） 私は、空き家対策及び移住定住事業の推進状況についてお伺いいたします。

コロナ禍においてリモートワークが進む首都圏では、環境のよい地方に移り住む方が増えているそうです。現状、高山村においての空き家件数とこの中での居住可能な件数はどの程度ありますでしょうか。

また、現在進めている移住定住の推進状況と貸し手、借り手のマッチングでの問題点とはどのようなことでしょうか。

移住定住推進の今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤明宏議員の一般質問にお答えいたします。

空き家対策の推進状況について、現在、空き家実態再調査を実施しております。現地調査を終え、対象者へのアンケートを実施しており、年度末には結果が報告されることとなります。

前回調査と比べ、空き家バンクに関するアンケートでは、聞き方の問題もありましたが、積極的に利用を希望する方が減少しているということが速報として報告されております。

現在、移住希望者と地域をつなぐことを目的に、移住定住コーディネーターを設置しております。

業務内容は、移住相談をはじめ、空き家の相談、SNS等を活用した高山村のPR、移住定住関連イベントの開催等であります。移住相談は年間十数名の相談があり、移住希望者が現地確認する場合には、群馬県内の移住定住コーディネーターと連携し、高山村に限らず、移住希望者に合った自治体を案内しております。

また、令和元年度の移住定住促進事業において、お試し住宅を整備し、現在は利用希望者の受入れに向けて準備を進めております。

課題として、空き家バンクの登録状況は現在1件と少ないことや、村内に賃貸住宅がとてもなく、とりあえず移住し、そこを拠点に定住先を探すといった場合がないことなどが上げられます。

また、移住相談者の多くは、4年から5年の長期的な計画で移住を検討している方が多く、相談者数に比べ移住者が少ない理由の一つとなっております。

このような課題解決のために、空き家の所有者が売買、賃貸に関わらず、提供しやすい施策を検討し、移住希望者への紹介がスムーズとなるよう対策してまいりたいと考えております。

以上、後藤明宏議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） ありがとうございます。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、田舎暮らしが見直され、移住を考える方が増加しています。また、山林を購入して自分らしい生き方を求める方も増えているといいます。高山村としても、これから増えつつある空き家に新しい家族を迎え入れられるような政策をお願いしたい、力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎休会について

○議長（林 昌枝君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、12月8日から12月10日までの3日間、休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、12月8日から12月10日までの3日間、休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は12月11日金曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時16分

## 令和2年第4回高山村議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和2年12月11日(金) 午前10時開議

#### 日程第1 会期の延長

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(9名)

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
4番	後藤肇君	5番	野上富士夫君
6番	山口英司君	7番	平形眞喜夫君
8番	奈良哲男君	9番	小林進君
10番	林昌枝君		

#### 欠席議員(1名)

3番 林和一君

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
総務課長	割田眞君		

---

#### 事務局職員出席者

議会事務局長 後藤好

開議 午前10時13分

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。

ただいまから令和2年第4回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

◎会期の延長

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会期の延長を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日までと議決されていますが、複数の職員が新型コロナウイルスに罹患し、また、その影響により、十分な議案審議を行うことが困難であると思われるので、この際、12月15日まで4日間、延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、12月15日まで4日間延長することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（林 昌枝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は、12月15日火曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参加願います。

大変ご苦労様でした。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時14分

## 令和2年第4回高山村議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和2年12月15日(火)午前10時開議

- 日程第1 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について
- 日程第2 陳情第5号 父母による子どもの共同養育に関する陳情について
- 日程第3 議案第1号 高山村子育て世帯応援金支給条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 高山村消防団条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 高山村梅沢団地及び古屋団地の無償譲渡又は減額譲渡に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 高山村保健福祉センター省エネルギー設備設置工事の変更請負契約について
- 日程第8 議案第6号 令和2年度高山村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第9 議案第7号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第8号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第9号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第10号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第11号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第12号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第13号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について
- 日程第17 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	割田眞君
会計管理者兼 税務会計課長	星野茂樹君	住民課長	飯塚欣也君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	後藤好	書記	林大生
--------	-----	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ誠にご苦労さまです。

ただいまから令和2年第4回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

◎陳情第4号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第1、陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書についてを議題とします。

本件は12月7日に総務文教常任委員会へ審査を付託しております。委員長の審査結果報告を求めます。

委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

○総務文教常任委員長（林 和一君） それでは、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書審査結果報告を行います。

令和2年第4回高山村議会定例会。

令和2年12月15日火曜日。

総務文教常任委員長、林和一。

総務文教常任委員会では第4回定例会初日に審査を付託された陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について、12月7日本会議終了後委員会を開催し審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

提出者は群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、石関貞夫様であります。

本陳情の要旨は新型コロナウイルス感染症の拡大は医療崩壊などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされている事態が広がり、今後も新たなウイルス感染の対策が必要になってくるのは明らかであるとしています。

今回の感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足、この対応を担っている公立、公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足問題であり、これら諸問題の背景には医療、介護等の社会保障制度における抑制策や公衆衛生施策の縮減があるというものであります。また、今回の事態から得た教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るためや経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題であることから、国に対して意見書の提出をお願いしたいというものであります。

審査において陳情の内容はもっともなことであり、十分理解できることから採択し、意見書を提出するという意見と、一方で既に国においてもコロナ禍対策は多くの施策を展開しており、何でもかんでもできるものではなく、現時点にあって国内での施策展開の現況と陳情趣旨全体の内容判断からして、趣旨採択でよいとする意見が出されました。2つの意見についてさらに慎重に審議した結果、最終判断として委員会採決では趣旨採択と決定することになりました。議員各位の賛同をお願い申し上げ、陳情第4号に対する審査結果報告といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

### ◎陳情第5号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第2、陳情第5号 父母による子どもの共同養育に関する陳情についてを議題とします。

本件は12月7日に総務文教常任委員会へ審査を付託しております。委員長の審査結果報告を求めます。

委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

○総務文教常任委員長（林 和一君） 父母による子どもの共同養育に関する陳情書審査結果報告を行います。

令和2年第4回高山村議会定例会。

令和2年12月15日火曜日。

総務文教常任委員長、林和一。

さきの陳情第4号同様定例会初日に審査付託を受けた陳情第5号 父母による子どもの共同養育に関する陳情について、引き続き審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

提出者はぐんま子ども愛育会会長、猪熊篤史様であります。

本陳情の要旨は、子供を持つ夫婦の別居や離婚後も親子が良好な関係を保ち、直接接触できて子供の最善が守られるような子供の養育支援が高山村において必要であり、また、離婚後の養育費支払い、子供と別居親の面会交流、別居する際などに双方の親の主張に配慮してほしいとしています。さらに、子供の親権争いにより別居親に会わせないことなどから親子関係の断絶を引き起こす原因となる離婚後等単独親権制を規定している民法第819条の改正と父母による子供の共同養育制度の整備をするよう国に求めてほしいとするものであります。

背景等について。平成30年厚生労働省資料で、日本では年間58万6,000組が結婚し、20万8,000組が離婚していること、離婚夫婦の未成年の子は20万人、父母に会えなくなる子供は15万人に上るとのことです。国名の詳細は示していませんが、今年4月に法務省が公表した24か国の親権制度調査では、共同親権制度を取っていないのはインド、トルコ、日本だけとのこと、昨年2月には国連子どもの権利委員会から共同親権と法改正が日本政府に勧告されているとのことです。

審査において、親の騒動に子供が巻き込まれ、子供が犠牲になっているものであるが、多くの事例で両親間での経済的な援助が厳しい世情にあるであろうとの意見交換がなされました。陳情書記載の事実や趣旨は分かるが、議会に判断を求めるものとしては内容としてもい

ま一ついかがかというものであり、慎重に審議した結果、総務文教常任委員会では全員一致で趣旨採択と決することになりました。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、陳情第5号に対する審査結果報告といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号 父母による子どもの共同養育に関する陳情についての採決をします。

この陳情について委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第1号 高山村子育て世帯応援金支給条例の制定についてを議題とします。

本件は12月7日に上程され、議案審査となっております。

これから質疑を行います。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） そうすれば2点ほど質問をさせていただきます。

令和2年3月の定例会で可決された出産祝い金を廃止する理由、これが1点目ですね。2つ目として子育て世帯応援金新設をする理由。特に出生時5万円、小学入学時5万円ともう一点、ちょっと追加になるんですけれども、出産祝い金等で支給要件が果たせられなかった理由などが分かれば。新聞等では理由要件としては満たしていないとかそういうことを指しているのかなと思うのですけれども、その辺、職員の方はかなり苦勞して当たっていただい

た結果などを交えてお話いただければと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） お世話になります。

後藤議員からのご質問でございますけれども、まず、出産祝い金の廃止の理由、村長の提案理由にもありましたけれども、3月に決定していただきまして、この早い時期での廃止制定というのは大変恐縮に思っているところなんですけれども、私どもで考えた大きな理由といたしまして、まず、出産祝い金の額が非常に高額だと。これにつきましては監査委員からの指摘も、費用対効果の面とかいろいろ指摘をされておりますし、また、9月の定例会では一般質問でもこの件について質問を受けておりました。

そのほかに問題点といたしましては、出産祝い金の問題点といたしましては居住期間が1年未満の方が今後高山村に居住し続けていくとしても祝い金が支給されなかったり、あと、小学校に入学するまで配偶者、子らと同居しているという条文があるのですけれども、こちらにつきましても、例えば配偶者が離婚した場合とか、子供は残ったけれども片親だけ出て行った場合、こういった場合などの対応はどうするのか、もしくはそういったものを村長がやむを得ない特別な事情とあるのですが、このやむを得ない事情というのをどう判断するのか、こういったことなどが問題となり、出産祝い金を廃止いたしまして、今度新しく入学祝い金と合わせた子育て世帯応援金というのを制定したいというものでございます。

子育て世帯応援金につきましては金額などの理由なんですけれども、出産時につきましては今までより大分減額となりました。こちらにつきましては、初日の提案理由の補足説明でも申し上げたのですが、出産してから間もなく村外に転出してしまうというケースの原因になりかねない。高額な補助金を支給してすぐ転出されるというようなケースが何件かありますので、そういったことを考慮いたしまして出産時は5万円とさせていただきました。小学校と中学校の入学時の金額なのですが、小学校が5万円、中学校が10万円としたのですけれども、応援金の金額についてはこれが正解という金額を設定するのは非常に難しいのかなと思います。もらう側からすれば多いほうがよいと思いますけれども、村の財政側からすると多いと村の財政負担が大きくなってしまうということも考えました。そこで、執行部として考えたのがこの金額なんですけれども、根拠とすれば補足説明で申し上げたように中学校の入学時はそろえるものが多いので、小学校よりは金額を多く設定したということでございます。また、さらなる根拠といたしましては、国が示す要保護児童生徒援助金補助金というの

があるのですが、こちらが小学校の入学前の年度ですと予算単価が5万1,060円、中学校の入学前の年度の予算単価というのが12万3,680円ということが定められております。これらを参考にいたしまして小学校が5万円、中学校が10万円と設定させていただきました。先ほど申し上げましたが、どの金額が正解というのを決めるのは大変難しいのですけれども、以上が金額を決めた根拠となります。

それと、今年度ですね、高山村で出産して祝い金を支給していないという方が3件おります。2件につきましては転入してきてから1年未満の方が2件、それと、今後高山村を出て行くかもしれないから申請しないという方が1件。例えば、先ほど申し上げた2件の1年未満の方、こちらの方につきましては本条例にのっとってやったんですけれども、いつまでいるかこちらにも判断を苦慮するといったケースでございますので、今回は説明したところ、補助金の申請に至らなかったということでございます。以上です。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 今、みらい課長からお話していただいたこと、十分理解できるところもでございます。ですけれども、現行で第1子の場合は20万円、小学校入学、中学入学で2万、2万で24万という現行の制度の中、新規の場合は5万円、5万円、10万円で総トータルでは20万円となっています。さっき課長がお話になったように、小学生未満は国からの補助が5万1,000円、中学生だと倍くらいは出ているとの判断の中で金額を設定されたのかなという部分も理解できるところがございます。ですけれども、先輩諸兄が議会の中で出産祝い金等が村に人員、人口を増やすために設定したものが最初の趣旨かなという部分を見ると同時に、やはりこういった条例に関しては見た感じで魅力がある条例ではないといけないかなという感じに私は思っているわけですね。

ですから、村が費用対効果とかいろんな部分を、確かに分かるところはございますけれども、見た感じの中で、やはり高山村にこれから100年先住もう、笑顔で輝く村をつくろうという中では、やはり魅力あるものを目指していかないと、やはり皆さん、それなりの動きがないのかな。それプラス中学校で海外派遣をやっていますけれども、そういったプラスで、やはり高山に住んでいただきたい、住みたいという気持ちを起こしていくためには、やはりこの数字的な魅力も一つの材料かなと考えまして、やはり今5万、5万というところの中を、中学生と同じように10万、10万にして、30万、現行よりは6万円ほどプラスになるわけですから、その辺を希望して私の答弁と、現行の中ではこれでいきますとちょっと反対という形を出していこうかなという考えでおります。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 現行制度の制定経過を見ますと、出産祝い金支給条例は平成14年4月、入学祝い金支給条例が平成12年4月の施行となっています。目的は、出産祝い金支給条例では出産を祝い人口増、経済的負担の軽減、児童の健全育成を規定し、入学祝い金支給条例では保護者の経済的負担の軽減と子育て支援を図るとしています。

現行条例によって子供3人の世帯を例にして算定いたしますと、まず、出産祝い金として第1子20万、第2子30万、第3子50万円で合計100万円の支給となります。その後、入学祝い金として一人当たり2万円が2回で4万円、3人分で12万円となります。子供3人の場合、両制度によって合計112万円の支給となります。いずれも本来子育て支援策であるという制度であろうと思います。考え方としてみんなで子育て支援をしようというものであったと思います。その際に、税に関する部分では議論はなかったのではないかと考えております。その中で出産祝い金支給に関して大きな疑念を抱かれるような事案がクローズアップされまして、大変な議論になり、令和2年第1回定例会に条例改正が提案され、今後疑念を持たれないようにしていきたいということでありました。今回の改正案において子供3人を例として支給される額を算定しますと、子供一人当たり20万円ですから60万円となります。現行制度に比較して半減することとなります。そこで2点についてお聞きをいたします。

まず、現在執行部では行政全般にわたって評価し、見直しをすすめる中で今回の条例案はこうした趣旨に基づいて、全庁的に検討された上で提出されたものなのかどうかをお聞きします。

2点目に、従来の子育て支援策から子育て世帯応援策に変化しています。子育て支援の充実を図るとした方針はどこに生かされているのかお伺いをいたします。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） 林議員のご質問にお答えします。

まず1点目ですけれども、現在高山村では各種事業の事業説明書をそれぞれ作成いたしまして、それらを基に事業の優先順位を緊急度やニーズなどを考慮し、義務的事業以外の事業をA B C Dの4段階に分けて優先順位をつける作業を実施いたしました。検討したメンバーは副村長と各課長、局長、総務課財政担当者、地域振興課の総合計画の担当者です。その中で子育て世帯応援金支給事業につきましても検討していただき、判定はBということになり

ました。このB判定は進め方の見直しも検討するということでした。これを受け村長に相談したところ、内容については課長会で検討してほしいとの指示を受けましたので、改めて課長会で相談して金額も含め、大筋の内容を決めていただきました。その後、入学祝い金の関係もありましたので、特に教育委員会事務局とは協議しながら条例案を作成して条例審査会にかけ、審査していただき、村長の決裁を受け、今回の提出に至ったということでございます。

これらの経緯から、私なりには全庁的に検討したということになるかと考えております。

2点目の関係ですが、子育ては世帯のみんなでしていただきたい。そんな世帯を村は応援したいという思いからこの言葉を使いました。ちなみに、応援という言葉が辞書で引いてみますと、味方となって助けることとあります。その方針がどこに生かされているのか問われますと、出生したときの支給額は減額となりますが、小学校での入学時では3万円の増額、中学校への入学時には8万円の増額となっています。このようなところが方針が生かされたところなのかなと私なりには思っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

9番、小林議員。

○9番（小林 進君） 私の質問は事前に通知していなかったものですがよろしいでしょうか。この出産、応援金というふうに名前が変わっておりますけれども、出産支援という……ですかね。これ、過去に少子化対策とか子育て支援対策とかって一般質問を何回かした覚えがございます。私以外の議員からもそういう質問があったと認識しているんですけれども、そういうふうに議員から質問があっても少子化対策、子育て支援策というのは、これといった新しい……ないわけでございまして、そういう中で今回のこの件は、担当課長、それと今いらっしゃいます……ますけれども、この予算は30、30、50でしたっけ、1子が30万、2子が30万、3子が、20、20、30か。これは少子化対策、子育て支援、かかる予算、かかるんじゃないかと私は認識しているんです。ほかに少子化対策というのは、これは本当に難しいことなんですけれども、少子化対策をどうしたらいいかというのは難しいのはよく分かるんですけれども、こういう形でしか少子化に協力できない。少子化対策や子育て支援をどうにもできないのはよく分かります。そして、子育てをしている人たちというのは、役場の職員のみなさんを見ても分かりますように20代の人たち、30代の人たち、まだ給料をそんなにももらっていない人たちが一生懸命子育てしている。そういう人たちを支援するためのものだと思

は認識しています。これをこういうふうに値段を下げるということはどういう、先ほど課長の説明の中に費用対効果が見られないとか、予算がどうのこうのというような説明がありましたけれども、それは一体どういうことなんだろうと私は思います。少子化対策、一人子供が生まれたら交付金……。そういうことを考えても値段を下げるべきではないのかなという気がいたしますけれども、その辺どうですか。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） 金額につきましてはいろいろな考えがあるかと思えます。一つの参考といたしまして、今年の決算、議会のときに監査委員からのご指摘の中の一文を読みますと「出産祝い金の支給において制度の趣旨から勘案すると不適切ではないかと思われる支給事例が見受けられた。出産祝い金の額と出産児数の推移を引き合わせると相関性は乏しく、子育て支援策としての効果は限定的であると思われる。また、ほかの軌を一にした制度と比較しても高額の支給額となっており、厳しい財政状況を鑑みても制度の再考が必要であると考慮される。」といったご指摘がございました。これらもありまして、ほかの補助金との絡み、今後ほかの補助金も財政状況によってどうなるか分かりませんが、そういったことで庁内で検討した結果、今回の経緯に至ったということでございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 先に断っておくのですが、子育て支援世帯応援といったことに関しては、あくまで頭から否定するものではなく、ぜひ、こういうことは検討すべきことだと、そういうふうには思っています。そういった中で、この今回の条例案を見ますと、それから思ったことなんです、現時点における村内の妊婦の状況というのは、その中でも3月まで、来年3月までに生まれる方、妊娠されている方、何人いらっしゃるか、またそれ以後、4月以降で予定されている方、何人いらっしゃるか、把握されているところまでお願いします。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） 3月までに予定されているのは今のところ16名でございます。4月以降の関係につきましては、手続に来た人、今まで二、三名かなと思われていますが、そちらの数字についてはまだ正式な数字、ちょっと確認していないんですけれども、以上です。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 3月までにという方は16名いらっしゃるということなんです、この

16名の方については現状で、現状の支給額で受け取れるということで問題はないと思うんですけども、要は言いたいのは4月からの方ですよ。今、二、三名いらっしゃるかなということなんですけれども、これが今後何名になるかということはまだ分からないということなんですけれども、この中で第1子の方だったら問題はないと思うんです。トータルの金額では同じなので問題はないと思いますが、その対象になる、4月以降で対象となる方は第2子、第3子、こういった方たちに対してはどのように説明をするか、そういうところが問題かなというふうに思います。要は、条例の施行日が令和3年4月1日からということなので、もう今現在妊娠されている方で第2子、第3子予定されている方というのは、ひょっとしたらその人たちは30万円をいただけるのかな、50万円をいただけるのかな、そうしたらどうしようかなという、そういう考えている人がいらっしゃるかもしれない。そうなる、この説明期間、短かすぎるかな。要は、私が考えているのは、やはり施行日を1年くらいもっと向こうに延ばす必要があるのではないかと。そのように考えるわけです。その辺について検討されたらどうか、いかがですか。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） 施行日に関しましては、来年の4月1日から施行するところに記載してございます。これの周知期間等必要というのは確かにおっしゃるとおりのところもあります。検討しなかったというかといいますと、非常に答えにくいところもあるので、いろいろな指摘を受けて、直すものは早く直したほうが良いということで、今回の提出に至ったということでございます。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） では、先ほど申しました理由から、あくまでこういった制度自体には反対するものではないですけども、いずれにしてもその村の在り方として、一人の子供が生まれるのに、何で私だけという、こういった方が一人でも出ない、そのためには、やはり施行日をもっと延ばしていただいて、それが大事なところかなというふうに思うので、ぜひとも、そのように私は考えているんですけども、議員諸氏の賛同を、要は今回の案には、延ばしていただく、施行日を延ばしていただきたい、そういうことを皆さんにお伝えするものであります。

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

暫時休憩です。お願いします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時43分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 本条例の制定については、いかがかとする立場から討論の発言を行います。

今回の政策判断は村における今後の多くの政策決定に対しまして大きな影響を及ぼすものであると考えています。村としての各種支援策の方向性、全体が見えてこないうちにこの制度を早急に見直しをしていくことに違和感を感じざるを得ません。この制度に関し、これまでの流れを見て、多くの議論、現行条例内での条例一部改正がなされた経過等を検討するとき、新条例制定の形で見直すことは時期尚早になると言わざるを得ません。必要な制度改正は前例に頼らず積極的に考えてほしいと思いますが、改正後の現制度の評価もされていない中で制度見直しはいかがかと考へ、現時点の新制度制定には賛成しかねると判断し、反対討論といたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 私はこの条例改正に賛成をいたします。

私といたしましては、議会推選の監査委員あるいは高山村議会議員としてこの件については一般質問をさせていただいた経緯もございます。

一番のこの改正案の理由としては、監査委員会で村民が非常に疑念を抱いた支給例があったと。そして、出産の1か月を切ったからの転入、そのときには第3子、第4子ということで100万円の出産祝い金が支給された。その出産者については第1子、第2子、20万、20万円がその前に支給されておると。それと、その姉妹が一人出産しておって20万円出産祝い金が支給されていると。姉妹で5人の子供に対して合計160万円の出産祝い金が支給された。それで、この家族あるいは子供たちは高山村に住所を有し、今後も高山村に住み続け、高山村の少子化対策、あるいは将来の人材の育成、人口増加にも寄与するものであれば何ら

問題は、指摘するものではございませんけれども、この財源についてはあくまでも村民の血税でございます。その血税を誰が内容を聞いてもおかしいのではないかと、それに対してその大金の血税を投入しているのはどうかということで、一般質問でも村民の疑念を抱くことのないような制度設計をお願いをしたいということを申し上げました。監査委員会においても代表監査委員もその件については村民は非常に怒っておるという発言もございました。それと、先ほどの質問の中に今までの出産祝い金の額からみると、第3子と比較すると大幅な減額になるということも確かにあります。

制度の変更についてはどこかで線引きはしなければならないと。じゃ、この制度ができる前の子供たちについては出産祝い金も出なかった、入学祝い金も出なかった。その後、そういった子育て支援の対策は充実をして、だんだん高額になっていって、じゃ、前支給されなかった子供についてはどうなんだということも関係してくるわけでございます。ですから、村民の血税が間違われて支払われていいのかということが第1点。そういった制度を設けた場合には、じゃ、引下げはできないのかということとはございません。執行部の考えで、これは議会の議決は必要でございますけれども、未来永劫同じ制度を続けなければならないというのでもございません。そういった、それと先日上毛新聞に私が一般質問をした後に、読売新聞で担当課に取材に来たようですけれども、群馬県35市町村のうち19市町村で出産祝い金制度があるけれども、その金額については高山村はずば抜けて多くて、ほかの町村では考えられないような額になっております。保健みらい課長が言いましたように、何十万円が適正な価格というものとはございません。いろいろの情勢を考慮しての執行部の判断ということで、私はこの条例改正について賛意を示し、賛成討論といたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

小林議員。

○9番（小林 進君） 私はこの意見、反対させていただきます。

先ほど野上議員が賛成討論されておりましたが、その件は3月議会で対策が打ってある。それで、この予算、変わったというか、そういう面では何も異議はないんですけれども、金額です。一生懸命子育てをしている人たち、これを支援する。それはだつて、人口が減っているんですから、それを支えてくれる人たちを支援するというのは大事なことで、それを費用対効果がないとか、予算がどうのこうのということで、このような大切なことを、このようなすばらしい予算を後ろ向きに考えていく必要ないんじゃないかと、考えていくしかないのではないかと思います。そのために今回は反対とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

4 番、後藤議員。

○4 番（後藤 肇君） 諸問題があつて、これを変更していこうという趣旨は十分理解しているとは皆さん思うんです。これ自体が3月に定例会で改正した、その時点でこういう部分でのもう少し中身のほうを、そこを図った改正であればよかったですけれども、それは結果論ですから仕方がないところだと思いますけれども、悪いところは反省して変更していく、それは当然のことでもありますので、私はその5万、5万のところの10、10にして、これは出費が多くなるわけですが、その辺は費用対効果とか先ほどから何回かお話が出ていることなんですけれども、そういったことを考えて、この数字が変更になればこのあれにも賛同はできると思います。ですから、その辺を検討していただいた上で今の現行の中では反対とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 6 番、山口議員。

○6 番（山口英司君） 私は今回の高山村子育て世帯応援金支給条例、条例そのものに反対するものではありません。がしかし、附則の部分につきまして執行日の3年4月1日から施行ということに関しましては、村民への周知期間が短すぎる、なおかつ4月以降に出産を予定されている方には場合によっては不利益が生じるのではないかという、この点についてのみ反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これから議案第1号 高山村子育て世帯応援金支給条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手少数]

○議長（林 昌枝君） 挙手少数です。

したがって、議案第1号は否決されました。

---

## ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第2号 高山村消防団条例の制定についてを議題とします。

本件は12月7日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

7番、平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 消防団条例の、消防団員の123名より6名減らし、117名に削減する根拠の説明をお願いいたします。

現状の消防団員が123名に至った経緯は様々な理由があったと思いますが、住民の生命や財産を守るという使命を背負い、住民の安全・安心に大いに寄与しています。消防団員の定数が削減しても従来どおりの備えは大丈夫なんでしょうか。その辺をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） 平田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、消防団員の定数の経緯、これをちょっと申し上げさせていただきます。

平成に入ってからのごことで申し上げます。まず、平成元年には定数178名でした。このときの人口、これは住民基本台帳人口になりますけれども、4,236人。平成で定数改正をしたのは平成5年。このときは178人から154人に減らしております。このときの人口が4,171人。次に定数の改正を行ったのが平成21年。これは3か年計画で行っておりまして、こちらは154人から123人に変えてございます。このときの人口が4,160人。今回お願いする、住基でございまして、123から117ということでお願いするわけでございますが、人口が3,635人ということで、大幅に減少しています。

この削減に当たる経緯といたしましては、人口減少、団員の転出、それと団員確保ができないため、新しい団員が入ってこないといったことで、なかなか消防団員も長年勤めて、その後やめられないといった現象が起きております。内容については役員会議でも十分練らせていただいたわけなんです、先ほど平形議員申し上げました地域住民の安全、生命、守るのにはやっつけていけるのかというところでございます。まず、今消防団員の出動の状況でございますが、火災のときは大体平均では火災1回に対して51名の出動ということでございます。こういった状況を踏まえて、一番の原因は人口減少により団員を確保できない、これが一番の大きな要因となっております。今後もそういった状況を鑑みながら、もう少し計画的にこういったことは進めざる得ない状況が来るかもしれませんので、その点も含めて回答と、答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 7番、平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） かつて質問して答弁もらったんですけども、当時、現副村長が総務課長の時代、火防回り等において地域の消火栓の講習をすとか、女性消防隊をつくとかというような話が出たような記憶をしているのですが、その後全然その、各分団においてもその消火栓の講習をしているような話はあまり聞かないですけども、その辺の件をちょっと聞きたいんですけども、お願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） 私の分かる範囲で、すみません。

まず、地域の消防団の活動に際しましては、消火栓の活動、これは全ての地区では行ってはいないようでございます。それと、消火栓についての活動としては、貯水槽の池替え、そういったことは地域の住民も交えて行っているという話は聞きます。

○議長（林 昌枝君） 7番、平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 再三申し上げるように地域住民を守るためにも、減らしたから駄目だとかと言うのではなくて、やはり安心できるようなことを全部してもらって終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 現行の服務規律及び懲戒条例に規定する細部の内容に関して、その一部が今回は削除をされていますけれども、そういったことを全体を通して今回検討された経過をお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（割田 眞君） 林議員の質問にお答えします。

ご指摘の消防団服務規律及び懲戒条例につきましては昭和22年に制定され、昭和60年に一度改正されただけでございます。中の文言についても現状とはそぐわないところもございます。そういったところを整理させていただいて、今回の消防団条例の中に含めさせていただいたわけなのですが、その中で本来現行の条例の中にはないものは、規則の中に盛り込ませていただきました。文言等も現状のほうに合わせた形で規則の中に盛り込めさせていただいてございます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 高山村消防団条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は12月7日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 今回国保税減税の所得基準を33万円から43万円に引上げること等によりまして、影響を受ける被保険者数だとか税収減となる状況について、この財源的な面も含めて説明をいただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（星野茂樹君） お世話になります。

林議員からの国保税の減額の所得基準の引上げにより影響を受ける被保険者数、それと税額、税収についての問いについて回答いたします。

国民健康保険税の税額は、算出方法についてなのですが、前年の所得総額から給与所得者及び公的年金受給者の経費、この経費は法律の改正により10万円低くなりました。結果、所得が上がるというようなことが起きています。その所得、それを引いた所得額に対する所得

割、被保険者数の人数に応じて算出する被保険者均等割、それと世帯の区分に応じて算定される世帯別平等割の合算から算出されます。この算出された額が、額、所得額が、一定金額以下の世帯については、その額に応じて被保険者均等割と世帯別の平等割がそれぞれ7割、5割、もしくは2割減となります。今回の改正ではこの減額を判定する所得の基準額、言い換えれば基礎控除額を33万円から43万円、10万円上げるとともに被保険者のうち一定の給与所得者等の合計数から算出される金額、これは冒頭に説明いたしました総所得額から所得を求める際に経費として10万円控除するのですが、それが昨年よりマイナス10万円になったというところを考慮しての改正となります。

以上のような額から減額するか否かを判定するということから、これは各世帯ごとに計算してみないとはっきりしたことは言えないというのが実情でございますが、減額となる世帯は増加するのではないかと推測されます。また、コロナ禍の影響等も考えますと、その世帯数は減額となる世帯数は増傾向になるのではないかと推測されます。

なお、減額となる世帯の判定は所得の申告から算出される住民税の確定後、来年度になりましてから電算のほうにより自動で判定されることから、今回の影響により、今回の改正により影響を受ける被保険者数、また、世帯数の把握は、正確な数は把握できないというのが現状となっています。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第4号 高山村梅沢団地及び古屋団地の無償譲渡又は減額譲渡に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は12月7日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 今回の改正条例は一部改正というより全く新たな内容となっております。こうした場合、梅沢団地の存在経緯というものが消えてしまうと考えるところでありますけれども、適当な表現の文案があったのかなかったのかというところをお聞きします。

それから、もう1点なんですけれども、住宅団地の造成事業は一つには地域の活性化を図り、地域づくりに寄与する趣旨も含まれており、限界集落という言葉があるような時勢にあって、一灯をともし期待がありました。古屋団地においても現時点で2世帯の進出がありました。2世帯とも地域に積極的に関わっていただいております、大変ありがたく思っております。今回は事実上譲渡の制限を撤廃し、早期に財産処分をしていきたいとするものであろうと思われましても、今後において地域事情を考えたこうした振興策にあって一石を投じたものになると思うものでございます。今にあって、これからの宅地造成計画を論じる場ではないかもしれませんが、将来を見据えたこうした宅地造成の在り方について、考えるところがありましたら村長の意見をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

林議員のご質問にお答えします。

2つあったかと思えます。まず1点目なんですが、この条例改正の経緯なんですが、平成24年度、25年の3月にこの梅沢、古屋団地の条例を策定しております。そのときに24年度から25年度にかけてでき上がった3つの団地、下之宿団地、そして梅沢団地、あと古屋団地を2年間をかけて分譲を開始をしております。その関係で、地方自治法にも決まっておりますのですが、下之宿団地については通常の3万5,000円で坪価格売っております。梅沢団地と古屋団地につきましては坪1万円ということで分譲をかけております。その中で、古屋団地と梅沢団地については若い方、子供を持ってこちらのほうに引っ越してこられた方、あと

は村内に住んでいる方がまた転居するような形で設定をさせていただいております。

今回のこの条例の根拠としては、実際安価に売った場合については地方自治法の96条に決まっておるのですが、議会の議決もしくは条例を策定をして、その中で運用してくださいということがうたってあります。村のほうについては、申込書がスムーズに分譲できるような形がありますので、条例を策定をして安価で販売をかけております。その梅沢団地と古屋団地がその該当になるかと思えます。今回の条例改正につきましては、条件の緩和、先ほど林議員から質問がありましたあくまでも条件の緩和と、そして、あくまでも今回、無償譲渡が削除になりまして減額譲渡だけになっておりますので、その分、梅沢団地については3区画についてはもう、分譲が済んでおります。古屋団地については、2区画が分譲が済んでおりました、残り2区画が残っております。こちらについては早急に処分をしたいということで条例改正に至っているわけでございます。いずれ古屋団地の2区画が売れた場合なのですが、この条例については無償譲渡、あと減額譲渡のほうで済んでおりますので、今後2つの区画が分譲された時点で廃止という形で考えております。

1番の答えについては私のほうから答えさせていただきました。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 私は林議員の2つ目の質問に対してお答えをいたします。

この団地については、無償譲渡しておりましたけれども、なかなか無償譲渡でも、この対象は平成、3.11の東北地震、東日本地震のときに被災を受けた方に対しての無償譲渡はありましたが、なかなかこの応募がなかったということでもあります。そして、石部さんという方がここを紹介されて見ましたけれども、下之宿のほうがいい、お金を出してでも下之宿のほうがいいということで、こちらには、無償譲渡を受けなかったという経緯がございます。これはなかなか処分するのに本当に難しいんです。条件の悪いところに案内するのも何か心苦しいということもあります。このお客さんを対象にすれば、やはりいいところがいいと、そういうことになります。そうでない、地元の活性化にお願いしたいということであれば、なかなかそれに協力してくれる、そういった考えに同調してくれる人もなかなか現れないということで、こういうことに至ったわけでもありますけれども、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

また、なるべく移住してくる人に対してはいいところを提供するのが人気の出る原因であると私は理解をしておりますので、そういった方法で人口増を狙いたいというふうに考えて

おります。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） 村長のほうからも答弁の中で、やはりそれは条件がよくて、それを求める立場からすれば当然よい条件を求めるというのは誰もであります。私が先ほど申し上げたのは、北之谷団地にあつては、確かに条件的に厳しい部分があつたというのはあるかと思ひます。それも地域振興策の一つであつたといへば、位置づけがあつたものですから、今回こういつた、ちょっと付け加えさせていただいたのですけれども、これは主な本分ではありませんけれども、今後にあつて、全体のことを、村の全体のことを考えるといろいろな方面に目を向けて施策を展開していただきたいなというふうに思つております。その辺のところを付け加えさせて質問を終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 高山村梅沢団地及び古屋団地の無償譲渡又は減額譲渡に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがつて、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第5号 高山村保健福祉センター省エネルギー設備設置工事の変更請負契約についてを議題とします。

本件は12月7日に上程され、議案調査となつています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから議案第5号 高山村保健福祉センター省エネルギー設備設置工事の変更請負契約  
についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時29分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

---

#### ◎議案第6号～議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第6号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第7号）  
から日程第15、議案第13号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算  
（第3号）までの8議案を議題とします。

本件は12月7日に上程され、一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に議案第6号について質疑を行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称などを質問箇所を明示してからお願いします。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 一般会計の21ページでございますけれども、林業振興費の中でぐんま緑の県民事業、ぐんま県民基金市町村提案事業ということで425万ほど補正をしてあります。これを見ますと、当時4,850万円からの補正でございます、この事業について、委託事業で森林組合にみんな渡してやっているそうでございますけれども、これだけの事業量でやると年間の仕事量はどのぐらいできるものなのか、それと、森林組合が間に合わないとか、高山の作業者の人たちに下請け等を出していたりするのかな、その辺が分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） お世話になります。

佐藤議員のご質問にお答えします。

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業、荒廃した里山、平地林の困難地整備支援では当初予算で4,856万4,000円で計上させていただき、その後6月補正で1,439万8,000円増額、そして今回12月補正で425万円増額補正をお願いしており、事業費は6,721万2,000円となります。7月に森林全伐、面積で13.72ヘクタールを全伐し、吾妻森林組合へ発注をしています。

竹林全伐、森林間伐につきまして、12月発注予定で進めております。こちらは竹林の全伐では3.62ヘクタール、森林間伐では20.5ヘクタール、合わせまして37.74ヘクタールを今年度事業を予定しております。吾妻森林組合で請け負っております事業等につきましても、地元事業者を優先して使っていただくようお願いしており、こちらは既に発注してある事業につきましても下請け等で村内事業者が入っているということで聞いております。

以上となります。

○2番（佐藤晴夫君） ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） ほかにありませんか。

9番、小林議員。

○9番（小林 進君） 15ページ、沼田方面のバス、乗合バスの負担金が211万5,000円ということ、これは減額になっておりますが、その理由を教えてください。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

小林議員のご質問にお答えをいたします。

211万5,000円の減額なんです、沼田方面、こちらについては平成元年を基に負担金の算出をかけております。沼田の路線のほうが確定しました。予算、当時の予算が815万

6,000円でとっています。確定したのが604万1,000円となります。その差額分を今回については減額という形になります。沼田方面ということで村の負担金については64.3%、沼田市のほうが100から64.3を引きますと35.7%になります。

以上になります。

○議長（林 昌枝君） 9番、小林議員。

○9番（小林 進君） この案件は前の方が、今総務課長が企画課長でいらっしゃったとき、沼田に行って話をしてもらっていると思うのですが、600万円の負担金、これを何とか減額できないかという話を……ですけれども、たった3キロ入っただけで600万円以上払う、支払っているわけです。その辺のところを今後どう考えていくのか。課長、その辺のところをちょっと。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 小林議員のご質問なんですが、600万、実際特別交付税で8割ぐらいの実際収入がございます。ただ、持ち出しもあります。ずっと前から沼田市と協議を、担当者レベルで協議をしている最中がございます。どうしても村の、3キロだけなのに何で村の負担が64.3なのか。実際に担当者に聞いてみますと、なかなかその負担率は変えられないと。今度は上、トップ、首長クラスで協議を進めていったほうがそのパーセントをどうにかなるかというのは、また、協議をしてみないと分からないのですが、それを少し詰めていければと思っています。そして、それがもし、できない場合であれば村で独自に路線を開くことも考えてはいるのですが、そのバス業界のほうに多分申請をすると、ある意味なかなか通らない部分がありまして、同じ路線を通る部分については許可ができない部分もありますので、その辺もまた協議をしながら、段階を踏んで進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 9番、小林議員。

○9番（小林 進君） そういう路線の問題もあるとは思いますが、別に乗合バスじゃなくて、福祉バスのものにすればその路線問題も解決できるんじゃないかと。それと尻高、中山方面から入沢口まで行って、そこから戻って沼田方面に行く人、そういう人たちも一回本宿まで来て、またそこで乗り替えて沼田方面に行く。これ福祉バスにすれば、始発の入沢口からできるようになる、そういう便利さもあるだろうし高校に行っている人たちも沼田方面は高くて、そこの家のお母さんが仕事を辞めて子供を沼田まで送り迎えするために仕事を辞めたなんていう人も聞いております。そういうことを600万円も払っているのならその600

万円を沼田に落とすのではなくて、村内に落とすほうが経済効果という点でもすばらしいあれじゃないかと思っています。どうかその辺のことを今後とも進めていっていただけるようお願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 福祉バス、そして路線の一本化については執行部のほうでまた協議をしながらできればと思います。ただ、先ほど申し上げたとおりバス業界の関係もありますので、バス業界のほうでOKを取れば、またそれは話も変わってくるかと思うのですが、当面は福祉バスのほうでもそういう話もあったのですが、どうしても有料になってしまうと、どうしてもバス業界を通さないと厳しいということで、また、今度は沼田方面を無償にしまうと、また、中之条方面に通っている生徒さんたちにもまたいろいろ負担がかかるということが、実際金額の部分が変わってきますので、それもちよっと検討しながら今後進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 9番、小林議員。

○9番（小林 進君） 確かにそういういろんなものがあると思います。しかし、行政というのは臨機応変というところがあると思います。うまく政治的な理由を使ってバス代という形ではなくて、何かのかたちで理由を……。そういう方法もあるのではないかと。うまく考えて、……の六百何万というのは、とにかく沼田にやるのを、たった3キロ入ってくるだけで六百何万払っているという、1年の予算でバス代、医者通いの予算なんです。どうか、そういうところをうまく考えてやっていただきたいと思っています。

○議長（林 昌枝君） 8番、奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 22ページの7款商工費の中で、道の駅整備事業の中のドッグラン設計工事の進捗状況といいますか、あとはその中に造る内容といいますか、どんなのをどんなかたちでどんなふうにするのか伺いたいです。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

奈良議員のご質問にお答えをいたします。

ドッグラン設置工事で496万1,000円補正を組んでおります。そのうち240万円が財源が千客万来事業ということで県の単費の補助金になります。その部分については通知が、内示がきまして半分は県の負担になるかと思っています。

その事業内容なんですが、ふれあいパークの西側、アサギマダラ前の生息地のところに今

回考えています。大体平米数については500平米、その脇にフェンスをして、土を少しならしをして、あと、中に遊具を置くような形になります。その中なんです、小型犬とか中型犬、もしくはフリースペースにするのかというのは、まだ、ちょっと考えている最中なんです、その辺についてはまた、うちのほうで、執行部でいろんなところの視察に行っていますので、できる範囲でよい、利用者が喜ぶような形でドッグランを計画したいと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 8番、奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 下のところは芝生なんかにする予定ですか。できるだけワンちゃんが汚れないようにというか、きれいにいられるように、ワンちゃんにとって魅力ある施設に是非していただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 22ページのさっきの道の駅整備事業なんですけれども、12節の委託料で交流館造成工事管理業務委託料がある、これについては佐田建設さんに委託というお金なんです。その辺はどうなんです。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

外構、12節の203万3,000円の増額なんです、こちらについては佐田建設ではなくて、実際今度外構工事を始めるのですが、その実際設計をお願いするような費用になるかと思えます。佐田建設さんについてはまた、今年度の事業のほうで契約をしたいと思っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

次に、議案第7号から議案第13号までの7議案について、一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いいたします。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に議案第6号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に議案第11号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に議案第12号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に議案第13号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（林 昌枝君） 日程第16、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（林 昌枝君） 日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおりに派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期9日間にわたり慎重審議、大変ご苦勞さまでした。

以上をもちまして、令和2年第4回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時49分